

令和3年9月1日

保護者のみなさまへ

河合町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素は、本町教育活動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症にかかる対応に対してご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、全国で9月12日まで「緊急事態宣言」や「まん延防止重点措置」に指定された対象地域が33都道府県に及んでいます。本県では、高い危機意識を持ち続けながら、感染拡大を抑え、全力で命を守る取組を進めるため、「緊急対処措置」を実行しています。

しかしながら、大阪など都市部を中心に爆発的な勢いで感染者が増加し、本県でも感染者が急増している現状です。

つきましては、保護者のみなさまにおかれましても、引き続き下記のとおり、「新しい生活様式」を実践するとともに、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、よろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察をお願いします。

2 次の場合は、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも欠席には該当しない出席停止として扱います。

○発熱・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度以上高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。

また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状がなくなってから3日間が経過するまでは家庭で休養してください。

○お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合

○同居家族に、新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

○次のいずれかの症状がある方はかかりつけ医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談窓口）にご相談ください。また、学校へもご連絡ください。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。

4 学校において感染者等が発生した場合の対応（児童・生徒や教職員の感染者が発生した場合）

- ・学校は、感染者を把握した場合、感染経路等の早期特定のため、感染者に「行動履歴記録表」の記入を求め、行動を把握するとともに、保健所に対し速やかに情報提供を行います。
- ・児童・生徒、教職員の感染が判明した場合及び児童・生徒、教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合、出席停止の措置を取ります。
- ・なお、出席停止の期間について、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間とします。
- ・感染が判明した場合、校舎等の消毒を行います。

5 新型コロナウイルス感染症の予防

○十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。

○帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。

○部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。

6 関係機関相談窓口

帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）

- ・奈良県庁：TEL0742-27-1132 FAX0742-27-8565 平日・土日祝24時間
- ・奈良県中和保健所：TEL0744-48-3037 FAX0744-47-2315 平日8:30～17:15

7 その他

体育・文化的行事や修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止策を講じることを前提に、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得たうえで実施の可否を検討します。